

サンクローバー会員制度規則

本規約は(株)サンクローバーと貴殿(パートナー)との間で取り交わされるものであり、両者は以下の条項につき、同意するものとします。

【第1条】株式会社サンクローバー(以下、「当社」と言う)は、新しい概念の資産運用として、オートシステムトレード・タッチオンを普及させるにあたって、当社の企業理念やソフト開発理念などに共鳴するパートナーとともに手を携えて広く社会に貢献してゆくことを社是として邁進しているところです。これを達成するための普及活動を通じて優秀な成果をおさめた会員に成果報酬を還元するとともに、資産運用ソフトを用いた運用を支援することを目的として、当社の成果報酬パートナー会員制度事業(以下「会員制度」と言う)を展開いたします。

【第2条】当社が主催する会員制度については、この規則に定めるものとします。

【第3条】会員になるには、当社所定の手続きにより登録した者とします。

【第4条】会員は関連法令および当社の会員規則などを遵守するものとし、これらに反する行為があった場合は、資格を失うものとします。

【第5条】パートナー会員制度は取次店方式として、次のとおり運営します。

1.(目的)当社製品をお知り合いの方にご紹介いただき、ご成約いただいた場合に成果報酬をお支払いすることを目的とします。

ただし、インターネット上のアフィリエイトプログラム運営会社からの成果報酬は除きます。

2.(種別)当社の成果報酬制度を利用する方を「パートナー」と言います。

パートナーで当社製品を利用している方は、「取次店」と言います。

3.(登録)パートナー制度を利用する方は、当社の規約などを理解確認のうえ、当社に申込みをして、審査を受け承認された方とします。登録の際は、事務手数料として3,150円(税込)がかかります。

4.(業務)お知り合いにご紹介いただくだけです。ご紹介いただいた方との契約、ソフト使用に関するフォローなどは当社が行います。ノルマや期限などはありません。

【第6条】累積ポイント制

1.(目的)継続的に成果報酬を得ていただけるよう、成果を上げるごとにポイントを付して、これを累積加算してゆき、累積ポイントに応じてタイトル(【第7条】参照)が上昇し、成果報酬が増えてゆきます。

2.(ポイント)紹介していただき成約した場合、商品1点ごとに次のようにポイントが付きます。

また、パートナー及び取次店をご紹介いただき、それぞれのパートナー及び取次店から成果が発生した場合にもポイントと成果報酬を得ることが出来ます。

紹介による成果のポイント換算は成果金額1円(消費税を除く)につき1ポイント。

商品一覧

商品	価格(税込)	ポイント
Touchon セレクト	84,000円	80,000P
Touchon スタンダード・トライアル(サーバー料込)	12,600円	10,000P
Touchon スタンダード・ユーズ1(1ヶ月分サーバー料込)	31,500円(16,800円)	28,000P(14,000P)
Touchon スタンダード・ユーズ3(3か月分サーバー料込)	86,100円(46,200円)	76,000P(38,000P)
Touchon スタンダード・ユーズ6(6ヶ月分サーバー料込)	161,700円(87,150円)	142,000P(71,000P)
Touch on スタンダード(300)	483,000円(254,100円)	460,000P(230,000P)
Touch on プレミアム(1000)	966,000円	920,000P

別途、登録事務手数料 \3,150(税込) トライアル・ユーズシリーズ3種類以外のサーバー管理料は¥12,000(年額、毎年更新) 価格とポイントのカッコ内はEco(エコ)シリーズ

【第7条】累積ポイントにより、次のようにタイトルが付きます。

1.(目的)成果を累積ポイントに換算してゆき、実績に応じて成果を得ていただくためにタイトルを付します。累積ポイントはタイトル取得ごとに精算し、残存ポイントのみの繰り越しになります。

2.(タイトル)

(1)クローバー

累積ポイント200万P以上(グループ取次店の紹介実績分も含む)でご自身の紹介実績が3件以上(ただし、合計で48万ポイント以上)必要となります。

ただし、製品を利用する場合は、次のようになります。

Touch on セレクトを利用

累積ポイント192万P(グループ取次店の紹介実績分も含む)

ご自身の紹介実績が3件以上(ただし、合計で48万ポイント以上)必要となります。

Touch on スタンダードを利用

累積ポイント154万P(グループ取次店の紹介実績分も含む)

ご自身の紹介実績が3件以上必要となります。(ポイント数は問いません)

Touch on プレミアムを利用

累積ポイント108万P(グループ取次店の紹介実績分も含む)

ご自身の紹介実績が3件以上必要となります。(ポイント数は問いません)

(2)ゴールドクローバー：3系列のクローバーが誕生

(3)プラチナクローバー：3系列のゴールドクローバーが誕生

(4)ダイヤモンドクローバー：3系列のプラチナクローバーが誕生

パートナーになってから当社製品を利用した場合は、そのポイントも累積します。

【第8条】成果報酬は紹介実績により次の通り支給します。

(1)ダイレクト報酬(全てのパートナーが対象)

- ・1件目の紹介実績 10%
- ・2件目以降の紹介実績 30%
- ・特定パートナーの紹介商品の1件目の実績 20%

特定パートナーとは、ご自身の紹介されたパートナーのお二人目以降の方を指します。

(2)グループ報酬(クローバー以上のタイトル者が対象)

- ・クローバーのタイトルを取得することにより自分の全グループ実績の10%
同タイトル以上のグループを除く
- ・ゴールドクローバー以上のタイトルを取得することにより自分の全グループ実績の15%
クローバーグループからは5%、同タイトル以上のグループを除く

(3)タイトル報酬(ゴールドクローバー以上のタイトル者が対象)

グループ内の同系列のタイトル者が自分と同格、もしくはそれ以上になった時に発生する報酬です。

ゴールドクローバー	3段目までの同タイトル以上のグループ実績の5%・3%・2%
プラチナクローバー	5段目までの同タイトル以上のグループ実績の5%・3%・2%が3段階
ダイヤモンドクローバー	8段目までの同タイトル以上のグループ実績の5%・3%・2%が6段階

(タイトル報酬の発生条件は、同系列で同タイトル以上のグループ以外の異系列の実績が80,000ポイント以上必要です。)

グループ報酬（GB）とタイトル報酬（TB）一覧表

タイトル	取得条件と配分
クローバー	取得条件：累積でグループ実績ポイント200万P以上（自己利用分も含む） GB：グループ実績の10%（同格以上のグループを除く）
ゴールドクローバー	取得条件：クローバーが3系列誕生 GB：グループ実績の15%（クローバーから5%・ゴールドクローバー以上のグループを除く） TB：ゴールドクローバー以上のグループの3レベル迄5・3・2%
プラチナクローバー	取得条件：ゴールドクローバーが3系列誕生 GB：グループ実績の15%（クローバーから5%・ゴールドクローバー以上のグループを除く） TB：ゴールドクローバー以上のグループの5レベル迄5・3・2・2・2%
ダイヤモンドクローバー	取得条件：プラチナクローバーが3系列誕生 GB：グループ実績の15%（クローバーから5%・ゴールドクローバー以上のグループを除く） TB：ゴールドクローバー以上のグループの8レベル迄5・3・2・2・2・2・2・2%

【第9条】報酬の支払いは、次の通りとします。

- (1) ダイレクト報酬は、15日締め翌月15日、末日締め翌月末日の2回支払い。
- (2) タイトル報酬は、毎月月末締め切りで計算し、翌月末日支払い。
- (3) 報酬は取次店及びパートナーの指定する口座に振り込むこととします。
- (4) 報酬支払いなどの事務手数料として1,000円を差し引くものとします。
- (5) タイトルアップした時の成果報酬計算は、翌月からとします。

【第10条】ソフトを使用するパートナーは、次のとおりサーバー管理料を負担するものとします。
年間12,000円（毎年更新）

【第11条】会員はそれぞれ、当社から次のようなサポートを受けられます。

- (1) 普及活動についての情報。
- (2) ソフトを使用するにあたってのシステムに関するサポート。
- (3) 当社が独自に行うキャンペーンでボーナスを受けることが出来ます。

【第12条】

- (1) 会員は、活動する場合には関連する法令を熟読して、それらを遵守して取り組むものとします。
- (2) 不特定多数に対する電磁的情報伝達手段（メールやFAXなど）による大量送信で迷惑をかけたか、不法行為をしてはなりません。
- (3) 普及活動にインターネットを用いる場合は、事前に当社の許可を得なければなりません。
- (4) いかなる場合においても、関連の法令や規約などに反する行為があった場合は、自らの責任で事態を解決することとします。
- (5) 会員の活動によって、当社や他の会員に何らかの損害や迷惑が生じた時は、賠償を要求されることもあります。

【第13条】この規則は必要な都度修正したり、定めに無いものは、随時追加するものとします。また、規則等において疑義ある場合は、当社の考えを優先するものとします。

【第14条】当社は、訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

【附則】

- (1) この規則は、平成20年4月1日より施行します。